

甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業
実施方針・要求水準書（案）用語集

令和5年12月25日

姫路市上下水道局

用語の定義

- (1) 「市」とは、本事業の発注者である姫路市上下水道局をいう。
- (2) 「本事業」とは、甲山浄水場更新事業のうち新浄水場建設事業をいう。
- (3) 「関連事業」とは、本事業とともに甲山浄水場更新事業を構成する事業であり、導水管布設工事、新浄水場一次造成工事、甲山高区配水池送水ポンプ室建設工事、既設甲山浄水場導水ポンプ仮設工事、甲山低区配水池送水管布設工事、既設甲山浄水場沈砂池外更新工事をいう。
- (4) 「本施設」とは、本事業により整備する対象施設の全体をいう。
- (5) 「建設業務」とは、本事業の履行にあたり、施工する建設工事（建設業法別表第1上欄に定める建設工事の種類のうち、「土木一式工事」、「建築一式工事」、「電気工事」、「機械器具設置工事」、「水道施設工事」を指す。）をいう。
- (6) 「参加申込者」とは、本事業の資格審査書類を提出するグループをいう。
- (7) 「入札参加者」とは、参加申込者のうち入札参加資格審査を通過した者をいう。
- (8) 「落札者」とは、本事業を落札した入札参加者をいう。
- (9) 「事業者」とは、本事業に関して姫路市と設計・建設工事請負契約を締結する落札者をいう。
- (10) 「実施方針」とは、本事業に係る実施方針を示した書類をいう。
- (11) 「要求水準書」とは、本事業に係る要求水準を示した書類をいう。
- (12) 「入札説明書等」とは、本事業の入札公告時に公表する書類一式の総称をいう。
- (13) 「設計・建設工事請負契約」とは、本事業の設計業務及び建設業務に関する事項を定めた契約をいう。
- (14) 「事業提案書」とは、入札説明書等に基づき入札参加者が提出する提案書類をいう。
- (15) 「浄水処理施設」とは、原水を浄水処理する一連の施設（着水井、粉末活性炭吸着設備、混和池、フロック形成池、凝集沈澱池、急速ろ過池、浄水池）をいう。
- (16) 「薬品注入設備」とは、浄水処理工程や排水処理工程で使用する薬品を注入する一連の設備をいう。

- (17)「排水処理施設」とは、排水及び浄水汚泥を処理する一連の施設（排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機）をいう。
- (18)「送水施設」とは、浄水を浄水場から配水池に供給する一連の施設（送水ポンプ、送水管（場内））をいう。
- (19)「点検」とは、土木構造物、建築構造物、機械設備、電気計装設備について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を確認することをいう。
- (20)「補修」とは、部分的に劣化した部位・部材又は機器を整備することにより、それらの性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- (21)「修繕」とは、劣化した部位・部材を新しいものに取り替えることにより、それらの性能及び機能を初期の状態又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。